

(5) 児童養育期間の給付額計算上の優遇

従来から3歳までの子どもを養育している者への優遇措置があったが、4歳から10歳までの子どもを養育している者の就業については、年金給付額の計算上、平均賃金報酬の50%を上乗せ（ただし、平均賃金が上限）する。

(6) 年金分割の拡大

離婚しない場合にも年金分割（任意）を導入する。

(7) 遺族年金の改正

子供のいない者に支給される遺族年金の額を基本額の60%から55%に減額する。

(参考) 改正の経緯

2000年4月	社会保障改革特別委員会を召集
2000年7月	社会保障改革案を発表（給付額の所得代替率 70%→64%）
2000年12月	政府と労働組合との合意（給付額の所得代替率 70%→67%）
2001年1月26日	連邦下院を通過。
2001年2月16日	連邦上院では野党が多数を占めるため、上院の同意が必要な部分については否決されたが、上院の同意が不要な部分（スライド方式の変更、年金計算上の育児期間の評価等）のみを先に成立。
2001年4月	その後、与党から、野党が政権をとっている州政府に対して個別に説得した結果、連邦上院における賛成多数を確保することに成功。
2001年5月11日	改正案の残りの部分について、連邦上院で可決。

スウェーデン年金制度の 1999 年改革の主な内容

1. 改革の背景

(1) 人口高齢化及び年金給付費の増加

将来における年金給付費は、人口の高齢化とともに増大することが予想されていた。1994 年に行われた人口推計では、スウェーデンの高齢化率（65 歳以上人口割合）は、1990 年以降 2005 年頃までは一時的に微減傾向を見せるが、その後上昇に転じ、ピーク時となる 2035 年から 2040 年には 22.4%に達するものと予想されていた。

(2) 経済の低成長

旧制度では既裁定年金について物価スライドが行われていたが、90 年代初めに経済成長率が低下する中、それを超える物価スライドが要請される結果となり、年金財政の悪化が強く懸念された。

(3) 付加年金額計算方法（15 年ルール・30 年ルール）の不公平

旧制度では、生涯の最も所得の高かった 15 年間を年金額計算の基礎としていたため、生涯に獲得した所得総額が同じ場合でも人によって年金額が大幅に異なるといった事態（生涯における所得上昇率が大きかった者ほど年金額が大きくなる傾向）が生じたり、30 年加入で満額年金が受給できるルールがあるために、30 年を超えて働いても、保険料を徴収されるだけで、老後の年金額が増加しないといった事態が生じたりする等、社会的な不公平が問題とされていた。

2. 1999年改革の経過

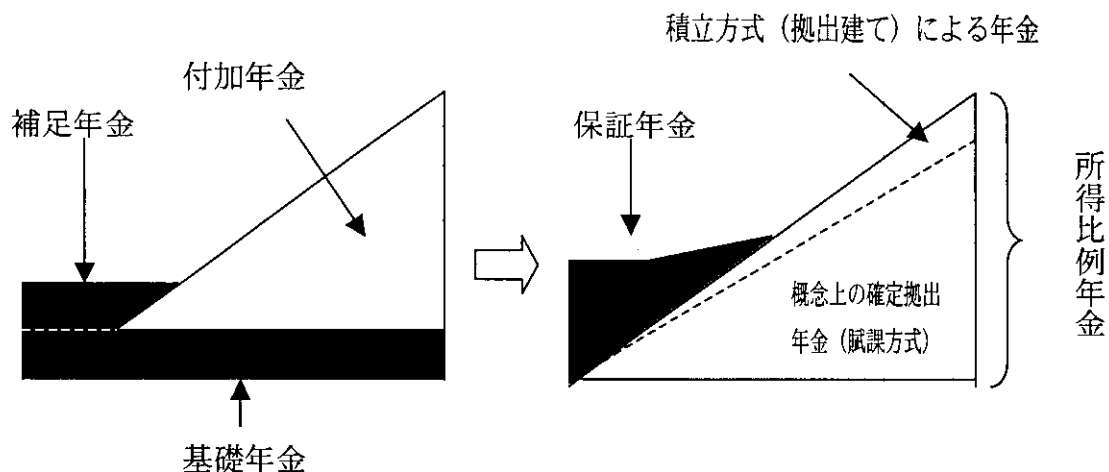
1990年代当初から、超党派のメンバーによって、年金改革が取り組まれてきた。

(改革の経過)

- 1991年 9月 総選挙 → 保守中道4党による連立政権成立
- 1991年 11月 「年金ワーキンググループ」の設置
 - ・ 与野党7党の代表がメンバー
 - ・ 社会保険担当大臣が座長
- 1994年 1月 与党4党と社民党の5党が年金改革のための提案（改革原案）について合意（5党合意）
- 1994年 6月 年金改革のためのガイドラインを国会において決定
- 1994年 6月 「年金改革施行グループ」の設置
 - ・ 5党合意の各党代表がメンバー
 - ・ 社会保険担当大臣が座長
 - ・ 具体的法律案の策定
- 1994年 9月 総選挙 → 社民党が政権復帰
社民党内での議論のため、改革のスケジュールを延期
- 1997年 11月 年金制度改革に関する社会省案を発表
年金改革施行グループにおいて調整し、合意。
- 1998年 4月 年金改革関連2法案を国会提出
- 1998年 6月 同法案の可決成立

3. 1999年改革の主な内容

(1) 現行の2階建て体系を一本化し、いわゆる税方式の基礎年金を廃止



<旧制度> (～1937年生)

<新制度> (1954年生～)

※ 1938～1953年生については、移行措置が適用され、若い者ほど新制度の適用割合が高い。

※ 居住を要件に支給される基礎年金（給付に連動しない事業主負担及び国庫が財源）は廃止

※ 所得比例年金のみの1階建てとなった新しい年金の給付額が一定の金額を下回る（現役時代に低所得・無所得だった者）場合、一定期間の居住を要件として、国庫負担により補足的な「保証年金」を支給（40年居住で満額）する制度を創設

→保証年金に課税するとともに、課税後の水準が旧制度における基礎年金と補足年金を足したものと同様になるように水準を設定。

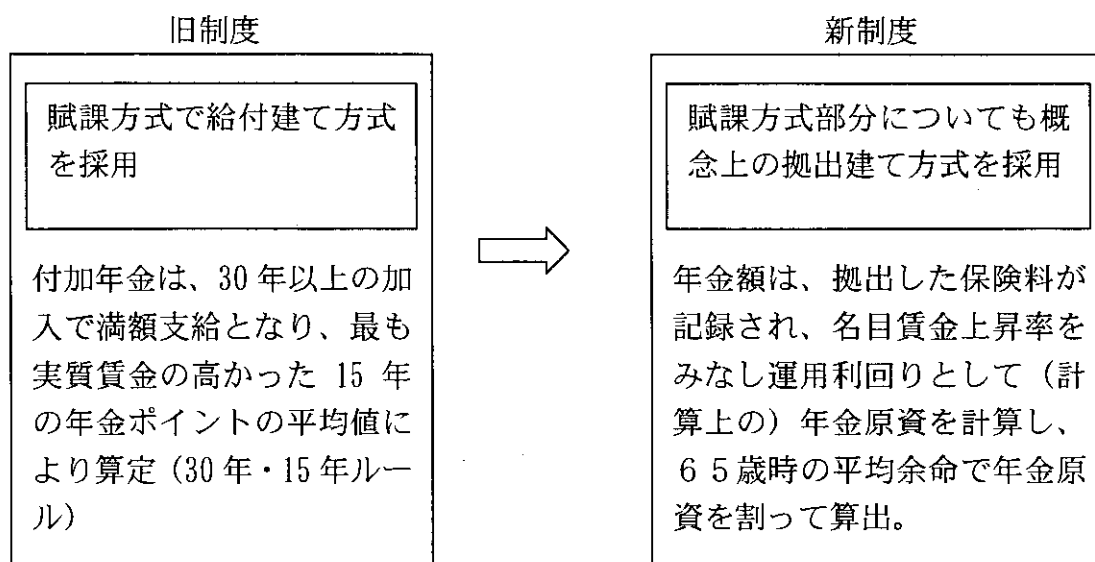
(2) 保険料率を将来にわたり18.5%で固定し、その範囲内で給付を行う仕組みに転換

負担率（対年収）

		旧制度		新制度			
19.86%	〔	被用者本人	1.0%	〕→18.5%	〔	積立方式分	2.5%
		使用者	13.0%			賦課方式分	16.0%
		”	5.86% (※)			(労使折半)	

※ 年金給付に連動しない負担

- (3) 制度設計は賦課方式を基本とし、保険料の拠出が記録され将来の給付の計算基礎に用いられることについて基本的な変更はないが、給付内容の説明の仕方を変更し、年金額の算定の方式を給付建てから概念上の拠出建てに変更



- (4) 既裁定年金のスライド方式については、旧制度では、物価スライドであったものを、新制度では、実質的には名目賃金スライド(すなわち、実質賃金スライド+物価スライド)に変更。ただし、このうち、実質賃金スライド分については、制度における予定実質賃金上昇(年1.6%)分として支給当初からの年金額に前倒しておりこみ、実際の実質賃金上昇が予定(年1.6%)と異なる場合には、物価スライド分において調整

・ 新規裁定時の年金額の算定式

$$:(\text{個人納付保険料総額} + \text{みなし運用益}) / \text{除数}$$

※ みなし運用益: 名目所得上昇率を基本とし、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配し、管理費を差し引いたもの。

— 機能としては、名目賃金スライド。

※ 除数: 年金受給開始時の年金権総額をその時点での平均余命の年数を基本とした数で割ることにより、1年当たりの年金受給額を計算するためのもの。実際には、一定の実質賃金上昇(年1.6%)を見込んで、平均余命よりも小さく設定している。

・ 既裁定年金のスライド方式

旧制度では、毎年物価上昇率を基準としてスライドが行われていたの

に対し、新制度では、実質的には名目賃金上昇を基準としたスライド(すなわち、実質賃金スライド+物価スライド)に変更。ただし、このうち、実質賃金スライド分については、制度における予定実質賃金上昇(年1.6%)分として支給当初からの年金額に前倒しておりこみ、実際の実質賃金上昇が予定(年1.6%)と異なる場合には、物価スライド分において調整する。

すなわち、実際の実質賃金上昇が、

- i) 予定実質賃金上昇(年1.6%)を超えた場合には、物価上昇分に、年1.6%を超える分を上乗せしてスライド
- ii) 予定実質賃金上昇(年1.6%)どおりであった場合には、物価スライド
- iii) 予定実質賃金上昇(年1.6%)よりも低かった場合には、物価上昇分から、年1.6%を下回った分を控除してスライドを行う。

- ・ 受給開始年齢は61歳以降でいつでも受給可能であり、その世代の平均余命で除数を決定

(5) 自動財政均衡メカニズム(出生率低下による被保険者数の減、積立金の利回りの実質的減少等により年金財政が悪化した場合、国会の議を経ずに給付を調整)の導入

年金給付の伸び率が現役世代の所得総額の上昇率を上回る状況が長く続いた場合などには、現役世代全体の負担能力と給付費のバランスが崩れ、将来的に年金財政が危機に陥ることになる。このため、新制度においては、現役世代の1人当たり名目賃金上昇率でスライドすることになるが、少子化による被保険者数の減、積立金の利回りの実質的減少等に対応する仕組みが導入されている。

※ 危機の原因としては、

- ① 出生率が大幅に低下し、労働力人口が予想よりも減少した場合、
 - ② 各世代が65歳に達して「除数」が確定した後に平均寿命が大幅に伸びた場合、
 - ③ 積立金の運用利回りが予定よりも極めて低い水準で推移した場合、
- が考えられる。

具体的には、政府に毎年、「均衡数値」を算定し、「均衡数値」が1を下回っている場合には、自動的に年金額のスライド率を変動させることとされている。

$$\text{均衡数値} = \frac{\text{保険料資産} + \text{積立金残高}}{\text{年金債務残高}}$$

(参考) イタリアの1995年年金制度改正について

- 1 新規裁定時の再評価を、平均GDP成長率によって調整することとし、裁定後は物価スライドすることとした。
- 2 従来、退職前5年間の平均賃金を基礎に給付額を決定していたが、それを支払った保険料総額を基礎とする概念上の拠出建てに変更した。

イギリス年金改革の動向と 1999 年・2000 年改革の主な内容

1. 改革の背景

(1) 保守党政権時代の年金改革

1980 年代の保守党（サッチャー）政権時代から、高齢化の進行を見据え、給付の抑制等が行われてきた。

また、1978 年に二階部分の国家所得比例年金（SERPS）が導入される前から企業年金が伝統的に普及していたこともあり、保守党政権は、国家所得比例年金（SERPS）を代行する企業年金、個人年金の普及をさらに促進する施策を進めてきた。

(2) 英国年金制度の近年の問題

上記のように早い時期から改革が進められてきたこともあり、近年の労働党政権下では、次のような、私的年金や低所得者に関する問題が焦点となり、これらを解決するために、中所得者に加入しやすい私的年金を提供する改革と低所得者の年金給付水準を向上させる改革が望まれた。

① 私的年金の問題点

保守党政権時代から、企業年金や個人年金の普及を促進してきたが、私的年金について次のような問題が生じていた。

- ・ 中小企業には企業年金をもたないところも多く、転職時に不利になる。
- ・ 自営業者は企業年金に加入できない。
- ・ 個人年金は保険料が高い。
- ・ 個人年金を販売する保険会社の不当な勧誘行為があった。

② 低所得者の増加

保守党政権時代の経済活性化政策により、低所得者（平均所得の半分以下の所得の者）が増えた。

（低所得者の割合の推移）

1979年 10% → 1996年 25%

2. これまでの改革の動向

(1) 1980年改革

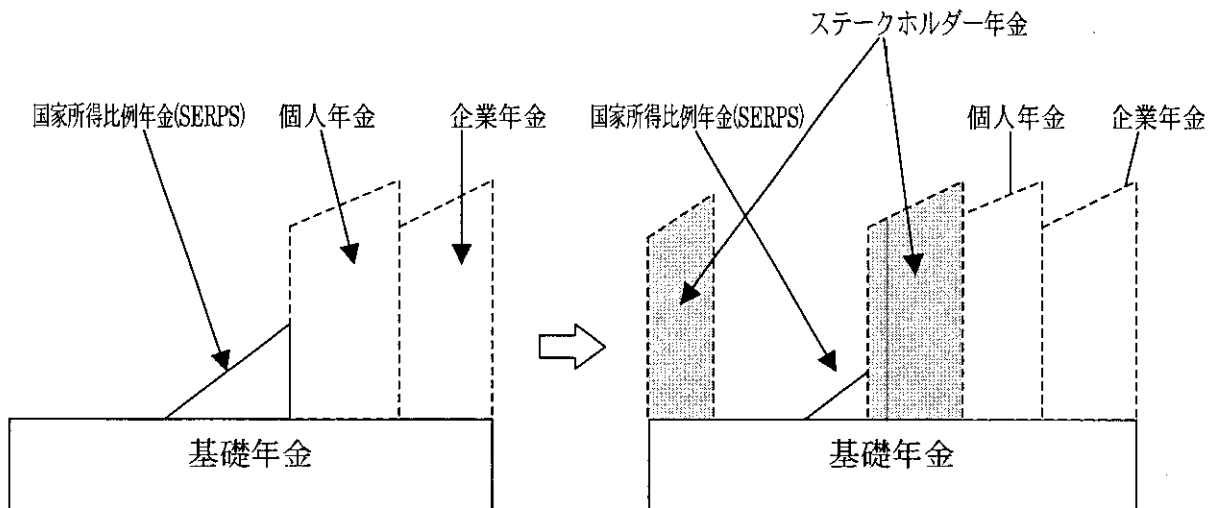
スライド方式を賃金スライドから物価スライドに変更。

(2) 1988年改革

- ・ 2階相当の国家所得比例年金（SERPS）の給付率の引き下げ
（2000年から2009年にかけて、「保険料拠出の対象となった収入（上位20年分）の平均×25%」となっている給付額計算式を、「保険料拠出の対象となった収入（全期間）の平均×20%」へ、段階的に引き下げる。）
- ・ 国家所得比例年金（SERPS）が適用除外される企業年金等の対象を従来の給付建て企業年金に加えて、拠出建て企業年金や個人年金にも拡大。

3. 1999年福祉改革・年金法の主な内容

(1) ステークホルダー年金（個人拠出、確定拠出型）の導入



- (イ) 従来から指摘されていた私的年金の不十分さを解決し、中所得階層の年金の充実を図るため、二階部分について、従来からある企業年金や個人年金に加えて、新たな選択肢として、ステークホルダー年金（個人拠出、確定拠出）を制度化。（2001年4月から実施）

(ロ) ステークホルダー年金は、管理手数料に上限を設けることにより保険料水準を抑え、中所得者に加入しやすいものとした確定拠出型の個人年金。国家所得比例年金 (SERPS) の適用除外の対象となる。

(ハ) 企業年金を設定していない事業主等は、被用者に対してステークホルダー年金についての情報提供を行い、被用者が加入を希望した場合、保険料を給与天引し保険会社に支払う等の協力を行わなければならない。

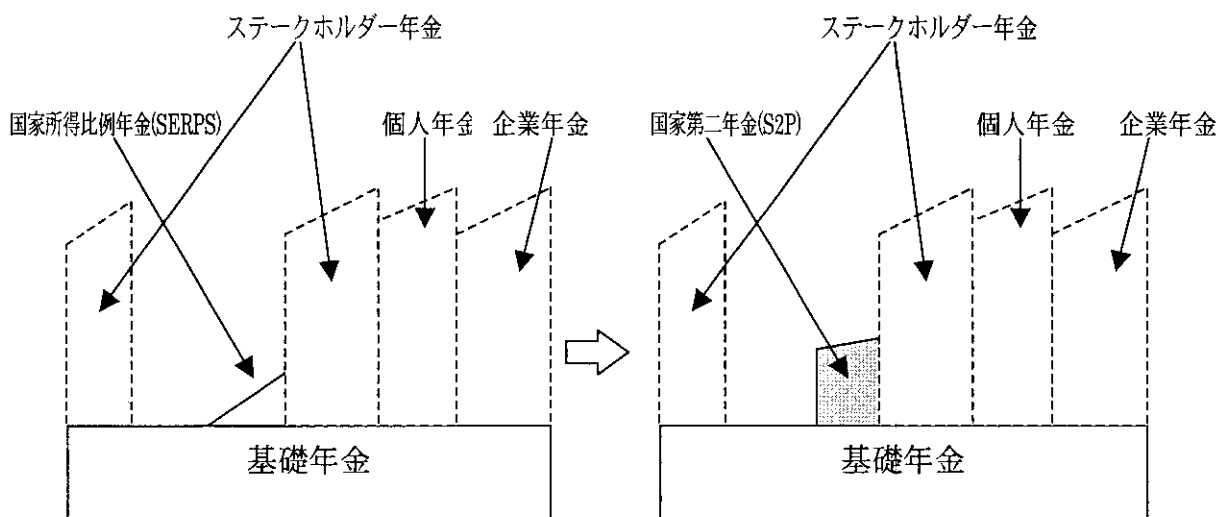
なお、事業主が、保険料を負担する義務はないが、任意拠出は可能。

(2) 男女間の年金権の公平化を主眼とした改正

(イ) 離婚時の年金分割を導入。裁判所による命令又は両者合意の上の調停により、企業年金、個人年金及び国家所得比例年金 (SERPS) の受給権が分割できるようになった。

(ロ) 寡婦給付をかん夫に受給権拡大。

4. 2000年児童扶養、年金及び社会保障法の主な内容

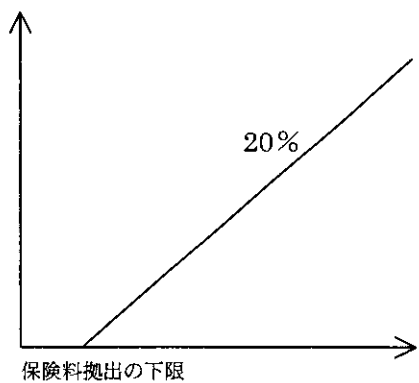


(1) 国家所得比例年金 (SERPS) を、2002年4月以降、低所得者に有利な国家第二年金 (S2P 又は SSP : State Second Pension) に切り替える。

(2) 国家第二年金 (S2P) では、現行の国家所得比例年金 (SERPS) におけ

る年収の 20%という給付額計算方法のうち、低所得者（年収が 9,500 ポンド未満の者）や家族介護等のために就労できない者について、定額給付（9,500 ポンドの 40%の額）として大幅に増額した。

（国家所得比例年金（SERPS））



（国家第二年金（S2P））

